

令和3年4月1日(木曜日)号外 第29号

宮 発 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

○知事の職務代理に関する規則の一部を改正する

規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・(人事課) 1 ○宮崎県副知事の担任事務等に関する規程の一部

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……… (″) 1

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則………(//)8

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

律施行細則の一部を改正する規則………(建築住宅課) 18

○宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する

指導要綱の一部を改正する告示……(循環社会推進課)28

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……… (人事課) 36

を改正する訓令……………… (//) 40

企業局企業管理規程

○宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する

企業管理規程------41

規

頁

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理に関する規則(昭和30年宮崎県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後			
第2条 法第 152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知	第2条 法第 152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知			
事の順序は、次のとおりとする。	事の順序は、次のとおりとする。			
第1順位 副知事 郡司行敏	第1順位 副知事 日隈俊郎			
第2順位 副知事 永山寛理	第2順位 副知事 永山寛理			

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前						改正後					
	別表(第2条関係)					別表(第2条関係)						
Ш	出先機関 委 任 事 務						出先機関	委	任	事	務	
	の長 [略] 西臼杵支 1~21 [略]			の長								
				[略]								
Ш			西臼杵支 1~21 [略]	杵支 1~21 [略]			西臼杵支	1~21 [略]			
Ш	庁長 22 道路法(昭和27年法律第 180号)による次の 事務 (1)~(11) [略]			法(昭和27年法律第 180号)による次の				庁長	22 道路法(昭和27年法	律第 180号	・) による次の
Ш				事務				事務				
П				[昭各]					(1)~(11)	[略]		
									(12) 第39	条の9の規	定による措	置命令に関す

<u>(12)</u>~<u>(49)</u> [略]

(50)~(53) [略]

22の2~39の7 [略]

- 40 1箇所の工事費見込金額が 8,000万円未満の 建設工事(庁舎等に係る営繕工事等及び水産業 振興に係る建設工事であって知事が別に定める ものを除く。以下同じ。)の工事箇所の工区分 割に関すること。
- 40の2 1件の設計金額が <u>8,000万円</u>未満の建設 工事の執行に関すること(変更後の請負見込金 額が当初の請負代金額の2倍を超えることとな る設計図書の変更に関することを除く。)。
- 40の3 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来 形部分の検査については <u>8,000万円</u>未満)の建 設工事の検査に関すること。
- 40の4 建設工事に関する1件の設計金額 <u>8,000</u> <u>万円</u>未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。
- 40の5 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 8 ,000万円未満の用地又は土地改良財産の購入に 関すること(国有財産に係るものを除く。)。

40の6 「略]

40の7 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u>未満の 補償に関すること。

40の8~56 [略]

- 57 「元気な山村づくり」森林整備支援事業実施 要領(平成18年4月1日定め)による次の事務
 - (1) 第3の規定による事業計画書の受理に関すること。
 - (2) 第5の規定による完成届の受理に関する こと。
- (3) 第6の規定による確認に関すること。

58~63 [略]

- 64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律(平成27年法律第53号)による次の事務 (1)~(23) 「略]
 - (24) <u>第30条第1項</u>の規定による認定に関する こと。
 - (25) <u>第30条第3項</u>(<u>第31条第2項</u>において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
 - (26) 第31条第1項の規定による認定に関する こと。
 - (27) <u>第32条</u>の規定による報告の要求に関する
 - (28) <u>第33条</u>の規定による改善命令に関すること。

ること。

(13)~(50) [略]

(51) 第72条の2第1項(第91条第2項におい で準用する場合を含む。)及び第2項の規定 による報告の徴収又は立入検査に関すること

0

<u>(52)</u>∼<u>(55)</u> [略]

22の2~39の7 [略]

- 40 1箇所の工事費見込金額が<u>1億2,000万円</u>未満の建設工事(庁舎等に係る営繕工事等及び水産業振興に係る建設工事であって知事が別に定めるものを除く。以下同じ。)の工事箇所の工区分割に関すること。
- 40の2 1件の設計金額が1億2,000万円未満の 建設工事の執行に関すること(変更後の請負見 込金額が当初の請負代金額の2倍を超えること となる設計図書の変更に関することを除く。)
- 40の3 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来 形部分の検査については<u>1億2,000万円</u>未満) の建設工事の検査に関すること。
- 40の4 建設工事に関する1件の設計金額<u>1億2</u> ,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関 すること。
- 40の5 建設工事の執行に伴う1件の予定価格<u>1</u> <u>億 2,000万円</u>未満の用地又は土地改良財産の購入に関すること(国有財産に係るものを除く。

40の6 [略]

40の7 建設工事の執行に伴う<u>1億2,000万円</u>未 満の補償に関すること。

40の8~56 [略]

57 削除

58~63 [略]

- 64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律(平成27年法律第53号)による次の事務 (1)~(23) 「略]
 - (24) <u>第35条第1項</u>の規定による認定に関する こと。
 - (25) <u>第35条第3項</u>(<u>第36条第2項</u>において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
 - (26) <u>第36条第1項</u>の規定による認定に関する こと。
 - (27) <u>第37条</u>の規定による報告の要求に関する
 - (28) <u>第38条</u>の規定による改善命令に関すること。

- (29) <u>第34条</u>の規定による認定の取消しに関すること。
- (30) <u>第36条第2項</u>の規定による認定に関する こと。
- (31) <u>第37条</u>の規定による認定の取消しに関すること。
- (32) <u>第38条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。
- 65・66 「略]

[略]

保健所長 | 1~19の4 [略]

19の5 調理師法施行細則(昭和35年宮崎県規則第7号)第1条の規定による受験願書の受理に関すること。

19の6・19の7 [略]

- 19の8 <u>ふぐ取扱条例</u> (昭和33年宮崎県条例第29 号) による次の事務
 - (1) 第13条の規定によるふぐ処理師の届出の 受理に関すること。
 - (2) 第15条第3項の規定による免許証の返納 の受理に関すること。
 - (3) 第16条第1項の規定による認証に関する こと。
 - (4) 第18条第1項の規定による交付に関する こと。
 - (5) 第18条第3項の規定による再交付又は書換えに関すること。
 - (6) 第19条第2項の規定による届出の受理に 関すること。
 - <u>(7)</u> 第20条の規定による届出の受理に関する こと。
 - (8) 第21条第1項の規定による認証の取消し に関すること。
 - (9) 第21条第2項の規定による認証の取消し 又は営業の停止命令に関すること。
 - (10) 第21条第3項の規定による認証書の返納 の受理に関すること。
- (11) 第23条第1項の規定による報告の徴収、 立入検査等に関すること。
- 19の9 <u>ふぐ取扱条例施行規則</u>(昭和34年宮崎県 規則第1号)による次の事務

 $(1)\sim(5)$ [略]

20~24 [略]

- 25 食品衛生法(昭和22年法律第 233号)による 次の事務(食肉衛生検査所長の権限に属するも のを除く。)
- (1) 第28条第1項(第62条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)の規定によ る報告の徴取、臨検検査及び収去に関するこ と。
- (2) <u>第52条第1項</u>の規定による営業の許可に 関すること。
- (3) 第53条第2項の規定による届出の受理に

- (29) <u>第39条</u>の規定による認定の取消しに関すること。
- (30) <u>第41条第2項</u>の規定による認定に関する こと。
- (31) <u>第42条</u>の規定による認定の取消しに関すること。
- (32) <u>第43条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。
- 65・66 「略]

[略]

保健所長 1~19の4 [略]

19の5 調理師法施行細則(昭和35年宮崎県規則 第7号)<u>第1条第1項</u>の規定による受験願書の 受理に関すること。

19の6・19の7 [略]

19の8 <u>宮崎県ふぐ取扱条例</u> (昭和33年宮崎県条 例第29号) による次の事務

- (1) 第13条第3項の規定による免許証の返納 の受理に関すること。
- (2) 第14条第1項の規定による認証に関する こと。
- (3) 第16条第1項の規定による交付に関する こと。
- (4) 第16条第3項の規定による再交付又は書 換えに関すること。
- (5) 第17条第2項の規定による届出の受理に 関すること。
- (6) 第18条の規定による届出の受理に関する こと。
- (7) 第19条第1項の規定による認証の取消し に関すること。
- (8) 第19条第2項の規定による認証の取消し 又は営業の停止命令に関すること。
- (9) 第19条第3項の規定による認証書の返納 の受理に関すること。
- (10) 第20条第1項の規定による報告の徴収、 立入検査等に関すること。
- 19の9 <u>宮崎県ふぐ取扱条例施行規則</u>(昭和34年 宮崎県規則第1号)による次の事務

(1)~(5) [略]

20~24 [略]

- 25 食品衛生法(昭和22年法律第 233号)による 次の事務(食肉衛生検査所長の権限に属するも のを除く。)
 - (1) 第28条第1項(第68条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)の規定によ る報告の徴取、臨検検査及び収去に関するこ と。
 - (2) 第55条第1項(第68条第1項において準 用する場合を含む。) の規定による営業の許 可に関すること。
 - (3) 第56条第2項(第57条第2項において読

関すること。

- (4) 第54条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を除去するために必要な措置の命令に関すること
- (5) 第55条第1項(第62条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)の規定によ る営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁 止並びに営業の停止に関すること。
- (6) 第56条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による整備改善命令並びに営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。
- 25の2 <u>食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令</u> 第23号)第71条の規定による届出の受理に関す <u>ること。</u>
- 25の3 食品衛生法施行細則(昭和45年宮崎県規 則第21号)第11条の規定による届出の受理に関 すること。

25の4 [略]

- 26 食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)による次の事務
 - (1) 第3条の規定により、営業又は集団給食 の登録又は登録の更新をすること。
 - (2) 第4条第2項の規定による営業者又は管理者の地位の承継の届出を受理すること。
 - (3) 第5条の規定により、証票、鑑札若しくは合格証を交付し、又は再交付すること。
 - (4) 第9条の規定による廃業等の届出を受理 すること。
 - (5) 第10条の規定により、必要な範囲において、営業者又は管理者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、若しくは行商地域を制限し、又は営業若しくは集団給食を禁止し、若しくは期間を定めて停止すること。
 - (6) 食品等取扱条例施行規則(昭和26年宮崎 県規則第51号)第3条第2項の規定により、 登録事項変更届出書を受理すること。

26の2 [略]

27~58 [略]

59 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)によ

- <u>み替えて準用する場合及び第68条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理に関すること。
- (4) 第57条第1項(第68条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)の規定によ る届出の受理に関すること。
- (5) 第58条第1項(第68条第1項において準 用する場合を含む。)の規定による届出の受 理に関すること。
- (6) 第59条 (第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を除去するために必要な措置の命令に関すること
- (7) 第60条第1項(第68条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)の規定によ る営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁 止並びに営業の停止に関すること。
- (8) 第61条(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による整備改善命令並びに営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。
- 25の2食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)による次の事務
 - (1) 第71条の規定による届出の受理に関する こと。
 - (2) 第71条の2の規定による届出の受理に関すること。

<u>25の3</u> [略]

<u>26</u> [略]

27~58 [略]

59 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)によ

る次の事務

(1)~(4) [略]

- (5) 第11条(第17条の13第2項、第18条の13 第2項及び第18条の31第2項において準用す る場合を含む。)の規定による氏名の変更等 の届出の受理に関すること。
- (6) 第12条第3項(第17条の13第2項、第18 条の13第2項及び第18条の31第2項において 準用する場合を含む。) の規定による地位の 承継の届出の受理に関すること。

(7)~(17) [略]

- (18) 第18条の15第1項又は第2項の規定によ る特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理 に関すること。
- (19) 第18条の23第1項の規定による水銀排出 施設の設置の届出の受理に関すること。
- (20) 第18条の24第1項の規定による水銀排出 施設の使用の届出の受理に関すること。
- (21) 第18条の25第1項の規定による水銀排出 施設の構造等の変更の届出の受理に関するこ と。
- (22) 第18条の31第1項において準用する第10 条第2項の規定により、<u>第18条の27</u>に規定す る期間を短縮すること。

(23) 「略]

59の2~70 [略]

「略]

検査所長

食肉衛生 1~4 [略]

- 5 食品衛生法による次の事務(と畜場内におけ る食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係る ものに限る。)
 - (1) [略]
 - (2) 第54条の規定による廃棄及び廃棄の命令 並びに食品衛生上の危害を防止するために必 要な措置の命令に関すること。
- 6 [略]

[略]

農林振興 1~8 [略]

局長

- 9 1箇所の工事費見込金額が 8,000万円未満の 建設工事の工事箇所の工区分割に関すること。
- 10 1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事 の執行に関すること(変更後の請負見込金額が 当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設 計図書の変更に関することを除く。)。
- 10の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来 形部分の検査については 8,000万円未満) の建 設工事の検査に関すること。
- 10の3 建設工事に関する1件の設計金額8,000 万円未満の設計、調査又は測量の委託に関する こと。
- 10の4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格8 ,000万円未満の土地改良財産の購入に関するこ Ł.

る次の事務

- (1)~(4) 「略]
- (5) 第11条(第17条の13第2項、第18条の13 第2項及び第18条の36第2項において準用す る場合を含む。)の規定による氏名の変更等 の届出の受理に関すること。
- (6) 第12条第3項(第17条の13第2項、第18 条の13第2項及び第18条の36第2項において 準用する場合を含む。)の規定による地位の 承継の届出の受理に関すること。

(7)~(17) [略]

- (18) 第18条の17第1項又は第2項の規定によ る特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理 に関すること。
- (19) 第18条の28第1項の規定による水銀排出 施設の設置の届出の受理に関すること。
- (20) 第18条の29第1項の規定による水銀排出 施設の使用の届出の受理に関すること。
- (21) 第18条の30第1項の規定による水銀排出 施設の構造等の変更の届出の受理に関するこ と。
- (22) 第18条の36第1項において準用する第10 条第2項の規定により、<u>第18条の32</u>に規定す る期間を短縮すること。

(23) 「略]

59の2~70 [略]

「略]

検査所長

食肉衛生 1~4 [略]

- 5 食品衛生法による次の事務(と畜場内におけ る食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係る ものに限る。)
 - (1) [略]
 - (2) 第59条の規定による廃棄及び廃棄の命令 並びに食品衛生上の危害を防止するために必 要な措置の命令に関すること。
- 6 「略]

「略]

局長

農林振興 1~8 [略]

- 9 1箇所の工事費見込金額が1億2,000万円未 満の建設工事の工事箇所の工区分割に関するこ
- 10 1件の設計金額が1億2,000万円未満の建設 工事の執行に関すること(変更後の請負見込金 額が当初の請負代金額の2倍を超えることとな る設計図書の変更に関することを除く。)。
- 10の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来 形部分の検査については1億2,000万円未満) の建設工事の検査に関すること。
- 10の3 建設工事に関する1件の設計金額1億2 ,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関 すること。
- 10の4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1 億 2,000万円未満の土地改良財産の購入に関す ること。

令和 3 年	三 4 月 1 日(木曜日) 号外 第 29 号	5	官崎	県 公 報
	10の5 [略]			10の5 [略]
	 10の6 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の			10の6 建設工事の執行に伴う1億2,000万円未
	補償に関すること。			
	10の7~20 [略]			10の7~20 [略]
	21 「元気な山村づくり」森林整備支援事業実施			21 削除
	要領による次の事務			
	(1) 第3の規定による事業計画書の受理に関			
	すること。			
	(3) 第6の規定による確認に関すること。			
	22~24 [略]			22~24 [略]
総合農業	1 [略]		総合農業	1 [略]
試験場長			試験場長	2 農業専門技術指導に伴う事務に関すること。
[略]			[略]	
家畜保健	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)		家畜保健	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)
衛生所長	による次の事務		衛生所長	による次の事務
	(1)・(2) [略]			(1)•(2) [略]
	(3) 第7条(第31条第2項において準用する			(3) 第7条(第31条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定による検査、注射、薬			場合を含む。)の規定による検査、注射、薬
	浴又は投薬を行った旨の表示に関すること。			浴又は投薬を行った旨の表示に関すること。
	(4) 第8条(<u>第31条第2項</u> において準用する			(4) 第8条(<u>第31条第3項</u> において準用する
	場合を含む。)の規定による証明書の交付に			場合を含む。)の規定による証明書の交付に
	関すること。			関すること。
	(5)~(13) [略]			(5)~(13) [略]
	2~14 [略]			2~14 [略]
[略]			[略]	
土木事務	1 [略]		土木事務	1 [略]
所長	2 1箇所の工事費見込金額が 8,000万円未満の		所長	2 1箇所の工事費見込金額が <u>1億 2,000万円</u> 未
	建設工事の工事箇所の工区分割に関すること。			満の建設工事の工事箇所の工区分割に関するこ
				٤.
	3 1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事			3 1件の設計金額が1億2,000万円未満の建設
	の執行に関すること(変更後の請負見込金額が			工事の執行に関すること(変更後の請負見込金
	当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設			額が当初の請負代金額の2倍を超えることとな
	計図書の変更に関することを除く。)。			る設計図書の変更に関することを除く。)。
	3の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来			3の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来
	形部分の検査については <u>8,000万円</u> 未満)の建			形部分の検査については <u>1億 2,000万円</u> 未満)
	設工事の検査に関すること。			の建設工事の検査に関すること。
	3の3 建設工事に関する1件の設計金額 <u>8,000</u>			3の3 建設工事に関する1件の設計金額 <u>1億2</u>
	<u>万円</u> 未満の設計、調査又は測量の委託に関する			<u>,000万円</u> 未満の設計、調査又は測量の委託に関
	こと。			すること。
	4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 8,000			4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 <u>1億2</u>
1	1 2 2 2 2 3 3 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2			
	万円未満の用地の購入に関すること(国有財産			<u>,000万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有
				<u>,000万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有 財産に係るものを除く。)。
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産			
	万円未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。			財産に係るものを除く。)。
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略]			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略]
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の補償			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>1億2,000万円</u> 未満の
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の補償 に関すること。			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>1億2,000万円</u> 未満の 補償に関すること。
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の補償 に関すること。 5の2~7 [略]			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>1億2,000万円</u> 未満の 補償に関すること。 5の2~7 [略]
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の補償 に関すること。 5の2~7 [略] 8 道路法による次の事務			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>1億2,000万円</u> 未満の補償に関すること。 5の2~7 [略] 8 道路法による次の事務
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の補償 に関すること。 5の2~7 [略] 8 道路法による次の事務			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>1億2,000万円</u> 未満の補償に関すること。 5の2~7 [略] 8 道路法による次の事務 (1)~(11) [略]
	<u>万円</u> 未満の用地の購入に関すること(国有財産 に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u> 未満の補償 に関すること。 5の2~7 [略] 8 道路法による次の事務			財産に係るものを除く。)。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う <u>1億2,000万円</u> 未満の補償に関すること。 5の2~7 [略] 8 道路法による次の事務 (1)~(11) [略] (12) 第39条の9の規定による措置命令に関す

(50)~(53) [略]

8の2~41 [略]

- 42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律による次の事務
 - (1)~(23) [略]
 - (24) 第30条第1項の規定による認定に関する
 - (25) 第30条第3項(第31条第2項において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
 - (26) 第31条第1項の規定による認定に関する
 - (27) 第32条の規定による報告の要求に関する こと。
 - (28) 第33条の規定による改善命令に関するこ
 - (29) 第34条の規定による認定の取消しに関す ること。
 - (30) 第36条第2項の規定による認定に関する
 - (31) 第37条の規定による認定の取消しに関す
 - (32) 第38条第1項の規定による報告の要求及 び立入検査に関すること。

43・44 [略]

[略]

所長

- 港湾事務 1 1個所の工事費見込金額が 8,000万円未満の 工事箇所の工区分割に関すること。
 - 2 1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事 の執行に関すること(変更後の請負見込金額が 当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設 計図書の変更に関することを除く。)。
 - 2の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来 形部分の検査については 8,000万円未満) の建 設工事の検査に関すること。
 - 2の3 建設工事に関する1件の設計金額8,000 万円未満の設計、調査又は測量の委託に関する
 - 3 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 8,000 万円未満の用地の購入に関すること。

302 「略]

4 建設工事の執行に伴う 8,000万円未満の補償 に関すること。

4の2~19 [略]

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

1~3 「略〕

4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月 1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業による働 き方改革産地実証事業、需要に応える宮崎米生産体制整備 事業、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利 用効率化支援事業、ニーズに応える加工・業務用産地づく

て準用する場合を含む。)及び第2項の規定 による報告の徴収又は立入検査に関すること

(52)~(55) [略]

8の2~41 [略]

- 42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律による次の事務
 - (1)~(23) [略]
 - (24) 第35条第1項の規定による認定に関する
 - (25) 第35条第3項(第36条第2項において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
 - (26) 第36条第1項の規定による認定に関する
 - (27) 第37条の規定による報告の要求に関する こと。
 - (28) 第38条の規定による改善命令に関するこ
 - (29) 第39条の規定による認定の取消しに関す ること。
 - (30) 第41条第2項の規定による認定に関する
 - (31) <u>第42条</u>の規定による認定の取消しに関す ること。
 - (32) 第43条第1項の規定による報告の要求及 び立入検査に関すること。

43・44 [略]

[略]

所長

- 港湾事務 1 1箇所の工事費見込金額が1億2,000万円未 満の工事箇所の工区分割に関すること。
 - 2 1件の設計金額が1億2,000万円未満の建設 工事の執行に関すること(変更後の請負見込金 額が当初の請負代金額の2倍を超えることとな る設計図書の変更に関することを除く。)。
 - 2の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来 形部分の検査については1億 2,000万円未満) の建設工事の検査に関すること。
 - 2の3 建設工事に関する1件の設計金額1億2 ,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関 すること。
 - 3 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億2 ,000万円未満の用地の購入に関すること。

3の2 [略]

4 建設工事の執行に伴う1億2,000万円未満の 補償に関すること。

4の2~19 「略]

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月 1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業による働 き方改革産地実証事業、スマート農業等生産団地創出支援 事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、水田高度利 用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業

り加速化事業、新たに挑む!さといも日本一産地構築事業 、施設園芸高生産技術推進事業、サツマイモ基腐病緊急対 <u>策推進事業</u>、耕種版インテグレーション加速化事業、かん しょ・さといも病害対策強化事業、気候変動に負けない「 みやざきの花」安定生産支援事業、伸ばせ「みやざきの花 」産地拡大支援事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販 売力向上事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ 支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世 代果樹ブランド産地育成支援事業、ブランド果樹産地リノ ベーション推進事業、新たなビジネスを掴む!「新・みや ざき茶」産地化推進事業、需要に対応した「みやざき茶」 産地基盤強化事業及び日本一の県産焼酎を支える原料用か んしょ生産拡大支援事業に係る補助金

5~26 [略]

27 結ぶ6次化!農業新ビジネス拡大支援事業補助金交付要 綱(平成30年4月2日定め)に基づく補助金

28~30 [略]

、施設園芸高生産技術推進事業、耕種版インテグレーショ ン加速化事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、伸 ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、魅力ある「みや ざきの花」流通・販売力向上事業、新たな需要に対応する 農産物生産体制確立事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地 支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、ブラン ド果樹産地リノベーション推進事業、新たなビジネスを掴 む!「新・みやざき茶」産地化推進事業及び需要に対応し た「みやざき茶」産地基盤強化事業に係る補助金

5~26 [略]

27 地域食資源高付加価値化推進事業補助金交付要綱(令和 3年4月1日定め)に基づく補助金

28~30 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表保健所長の項第19号の8、第19号の9、第25号及び第25号の2の改正規定、同項中第 25号の3を削り、第25号の4を第25号の3とする改正規定並びに同項中第26号を削り、第26号の2を第26号とする改正規定は、令和3年6 月1日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

会和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 目次 目次 第1章•第2章 [略] 第3章 出先機関

第7節の2 [略]

第8節~第52節 [略]

第1節~第7節 [略]

第4章~第7章 [略]

附則

(局及び課の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表 第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表

の石懶に掲げ	る誅を直く。	
部	局	課
[略]		
農政水産部		農政企画課 農業連携推進課 農
		業経営支援課 農産園芸課 農村
		計画課 農村整備課 水産政策課
		漁村振興課
	[略]	
[略]		
(課内室の設	置)	

第1章 • 第2章 [略]

第3章 出先機関

第1節~第7節 [略]

第7節の2 防災救急航空センター (第98条の2-第98条の4

改正後

第7節の3 [略]

第8節~第52節 [略]

第4章~第7章 [略]

附則

(局及び課の設置)

の右欄に掲げる課を置く。

部	局	課
[略]		
農政水産部		農政企画課 農業流通ブランド課
		農業普及技術課 農業担い手対
		策課 農産園芸課 農村計画課
		農村整備課 水産政策課 漁業管
		理課
	[略]	
[略]		

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げ|第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げ ス 理内 宏 た 署 く

る誅囚至を直く。	
課	課 内 室
秘書広報課	[略]
国民文化祭・障害者芸術文化	記紀編さん記念事業推進室
祭課	
人事課	[略]
財産総合管理課	防災拠点庁舎整備室
[略]	
環境森林課	みやざきの森林づくり推進室
自然環境課	自然公園室
[略]	
農政企画課	[略]
農業連携推進課	みやざきブランド推進室
農業経営支援課	農業担い手対策室
農村計画課	[略]
水産政策課	漁業・資源管理室
<u>漁村振興課</u>	[略]
[略]	

(総合政策課)

- 第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - $(1)\sim(5)$ [略]
 - (6) 知事会、九州地方行政連絡会議及び九州地方開発推進協議 会に関すること。

 $(7)\sim(15)$ [略]

(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)

- とおりとする。
- (1) [略]
- (2) 記紀編さん記念事業に関すること。
- 2 記紀編さん記念事業推進室においては、前項第2号に掲げる事 務を分掌する。

(国民スポーツ大会準備課)

- - (1) 令和8年度に開催予定の国民スポーツ大会の開催準備に関 すること。

(人事課)

第11条 [略]

2 行政改革推進室においては、前項第3号、第4号、第6号から 2 行政改革推進室においては、前項第4号、第6号から第10号ま 第10号まで及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(財産総合管理課)

- 第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(6) [略]
- (7) 防災拠点庁舎の整備に関すること。
- 2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第7号に掲げる事務を分 <u>掌する。</u>

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。 | 第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(3) [略]

る課内室を置く。

る味り主で良く。	
課	課 内 室
総合政策課	広域連携推進室
秘書広報課	[略]
人事課	[略]
[略]	
森林経営課	森林管理推進室
[略]	
農政企画課	[略]
農村計画課	[略]
漁業管理課	[略]
[略]	

(総合政策課)

- 第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - $(1)\sim(5)$ [略]
 - (6) 知事会に関すること。
 - (7) 他都道府県との広域的連携の促進に関すること。

(8)~(16) 「略]

2 広域連携推進室においては、前項第6号及び第7号に掲げる事 務を分掌する。

(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)

- 第9条の7 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の分掌事務は、次の 第9条の7 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の分掌事務は、次の とおりとする。
 - (1) 「略]

(国民スポーツ大会準備課)

- 第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりと 第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりと する。
 - (1) 国民スポーツ大会の開催準備に関すること。

(人事課)

第11条 「略]

で及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(財産総合管理課)

第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) [略]

(総務事務センター)

(1)~(3) [略]

(4)~(10) [略]

(消防保安課)

第15条の5 消防保安課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(8) [略]

(9) 防災救急ヘリコプターの運営に関すること。

(10) [略]

(環境森林課)

第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 県有林及び県行造林の管理経営に関すること。

 $(7)\sim(10)$ [略]

(11) 川南遊学の森、ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有 林共に学ぶ森に関すること。

(12) · (13) [略]

2 みやざきの森林づくり推進室においては、前項第4号から第6

号までに掲げる事務及び第11号に掲げる事務を分掌する。

(循環社会推進課)

第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) [略]

(5) 公益財団法人宮崎県環境整備公社<u>及びエコクリーンプラザ</u> みやざきに関すること。

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) [略]

(7) 林地開発行為の許可に関すること。

(8)~(12) 「略]

2 自然公園室においては、前項第1号、第2号、第5号及び第12 号に掲げる事務を分掌する。

(森林経営課)

第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 林業後継者の確保及び育成に関すること。

(5)~(7) [略]

(8) [略]

(企業振興課)

第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(5) 砂利採取に関すること (<u>漁村振興課</u>、用地対策課、河川課 及び港湾課の主管に属するものを除く。)。

(6)~(12) [略]

2 [略]

(農業連携推進課)

第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農水産業技術の総合調整に関すること。

(3) 土壌及び土壌肥料対策協議会に関すること。

(4) 総務事務の助言及び相談に関すること。

(5)~(11) [略]

(消防保安課)

第15条の5 消防保安課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(8) [略]

(9) <u>防災救急航空センター</u>に関すること。

(10) 「略]

(環境森林課)

第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(5) [略]

(6)~(9) [略]

(10) 川南遊学の森に関すること。

<u>(11)</u> • <u>(12)</u> [略]

(循環社会推進課)

第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) [略]

(5) 公益財団法人宮崎県環境整備公社に関すること。

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) [略]

(7) 林地開発行為に関すること。

(8)~(12) [略]

(森林経営課)

第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 林業後継者に関すること。

(5)~(7) [略]

(8) 森林経営管理制度に関すること。

(9) 県営林の管理経営に関すること。

(10) スマート林業の推進に関すること。

<u>(11)</u> <u>ひなもり台県民</u>ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森に 関すること。

<u>(12)</u> [略]

2 森林管理推進室においては、前項第8号から第11号までに掲げ る事務を分掌する。

(企業振興課)

第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) [略]

(5) 砂利採取に関すること(<u>漁業管理課</u>、用地対策課、河川課 及び港湾課の主管に属するものを除く。)。

(6)~(12) [略]

2 [略]

(農業流通ブランド課)

第46条 農業流通ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

<u>(4)</u>~<u>(11)</u> [略]

(12) 総合農業試験場に関すること。

2 みやざきブランド推進室においては、前項第5号から第9号までに掲げる事務を分掌する。

(農業経営支援課)

第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農業経営構造対策に関すること。

(3) 農業の担い手に関すること。

(4) 農村の女性及び高齢者に関すること。

(5) 新規就農者の確保及び育成に関すること。

(6)~(8) [略]

(9) 植物防疫、農薬及び肥料に関すること。

(10) [略]

(11) 農業専門技術指導に関すること。

(12) 農地の利用集積に関すること。

(13) 農業会議及び農業委員会に関すること。

(14) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

(15) [略]

(16) 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

(17) 農業人材確保対策に関すること。

2 農業担い手対策室においては、前項第2号から第5号まで、第 14号、第16号及び第17号に掲げる事務を分掌する。

(農産園芸課)

第48条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 米穀類の生産及び流通に関すること。

(2) 野菜及びいも類の生産及び流通に関すること。

(3) 花きの生産及び流通に関すること。

(4) 果樹の生産及び流通に関すること。

(5) 茶その他の特用作物の生産及び流通に関すること。

(6) 活動火山周辺地域防災営農対策に関すること。 (水産政策課)

第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 漁業権に関すること。

(4) 漁業の調整及び取締りに関すること。

(5) 漁船に関すること。

(6) 遊漁船業に関すること。

(7) 漁業無線に関すること。

(8) 国際漁業に関すること。

(9) 漁獲可能量制度に関すること。

(2)~(9) [略]

(農業普及技術課)

第47条 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

 $(2)\sim(4)$ [略]

(5) 土壌、植物防疫、農薬及び肥料に関すること。

(6) [略]

(7) スマート農業に関すること。

(8) 環境保全型農業の推進に関すること。

(9) 農水産業技術の総合調整に関すること。

(10) 活動火山周辺地域防災営農対策に関すること。

(11) 総合農業試験場に関すること。

(12) [略]

(農業担い手対策課)

第47条の2 農業担い手対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農地の利用集積に関すること。

(2) 農業会議及び農業委員会に関すること。

(3) 農業経営構造対策に関すること。

(4) 農業の担い手に関すること。

(5) 農村の女性及び高齢者に関すること。

(6) 新規就農者の確保及び育成に関すること。

(7) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

(8) 農業人材確保対策に関すること。

(9) 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

(農産園芸課)

第48条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農産物の生産振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 水田品目の生産振興に関すること。

(3) 畑作品目の生産振興に関すること。

(4) 施設園芸品目の生産振興に関すること。

(5) 露地園芸品目の生産振興に関すること。

(水産政策課)

第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

- (10) 栽培漁業に関すること。
- (11) 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。
- (12) (13) [略]
- (14) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関するこ

(15) [略]

2 漁業・資源管理室においては、前項第3号から第11号までに掲 げる事務及び第14号に掲げる事務を分掌する。

(漁村振興課)

- 第53条 漁村振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 漁業及び養殖業の生産に関すること。
 - (2) 漁業の担い手に関すること。
 - (3) 水産業改良普及事業に関すること。
 - (4) 水産動植物の防疫に関すること。
 - (5)~(11) [略]
 - (12) 高等水産研修所に関すること。

2 漁港漁場整備室においては、前項第5号、第7号及び第8号に 掲げる事務を分掌する。

(管理課)

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) 「略]
- (8) 公共事業に係る入札制度の総合調整に関すること。
- (9)~(11) [略]

(技術企画課)

- 第64条 技術企画課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - $(1)\sim(7)$ [略]
 - (8) 総合評価落札方式に関すること。

(河川課)

第67条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) [略]
- (4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理 に関すること(農村整備課、漁村振興課及び港湾課の主管に属 するものを除く。)。
- $(5)\sim(7)$ [略]

(都市計画課)

第70条 [略]

2 美しい宮崎づくり推進室においては、前項第6号から $\underline{\hat{n}}$ 10号 \mathbf{t} 2 美しい宮崎づくり推進室においては、前項第6号から $\underline{\hat{n}}$ 9号ま でに掲げる事務、同項第12号に掲げる事務のうち都市公園並びに 公共下水道及び都市下水路に関する事務、同項第13号に掲げる事 務のうち屋外広告物審議会に関する事務及び同項第14号に掲げる

- (3) · (4) [略]
- (5) 漁業及び養殖業の生産に関すること。
- (6) 漁業の担い手に関すること。
- (7) 水産業改良普及事業に関すること。
- (8) 水産動植物の防疫に関すること。
- (9) [略]
- (10) 高等水産研修所に関すること。

(漁業管理課)

第53条 漁業管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- $(1)\sim(7)$ [略]
- (8) 漁業権に関すること。
- (9) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (10) 漁船に関すること。
- (11) 遊漁船業に関すること。
- (12) 漁業無線に関すること。
- (13) 国際漁業に関すること。
- (14) 漁獲可能量制度に関すること。 (15) 栽培漁業に関すること。
- (16) 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。
- (17) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関するこ
- 2 漁港漁場整備室においては、前項第1号、第3号及び第4号に 掲げる事務を分掌する。

(管理課)

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(7) 「略]

(8)~(10) [略]

(技術企画課)

第64条 技術企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- $(1)\sim(7)$ 「略]
- (8) 公共事業に係る入札制度の総合調整に関すること。 (河川課)

第67条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) [略]
- (4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理 に関すること(農村整備課、漁業管理課及び港湾課の主管に属 するものを除く。)。
- (5)~(7) [略]

(都市計画課)

第70条 [略]

でに掲げる事務、同項第12号に掲げる事務のうち都市公園に関す る事務、同項第13号に掲げる事務のうち屋外広告物審議会に関す る事務及び同項第14号に掲げる事務を分掌する。

事務を分掌する。

(建築住宅課)

第71条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(7) 「略]

(8) 宮崎県住宅供給公社に関すること。

(所掌事務)

第77条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

- (4) 観光、MICE、移住等の誘致に関すること。
- (5) [略]
- (6) 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

(7) [略]

(所掌事務)

第80条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 「略]

- (4) 観光、MICE、<u>移住等</u>の誘致に関すること。
- (5) 「略]
- (6) 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

(所掌事務)

第83条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

- (4) 観光、MICE、<u>移住等</u>の誘致に関すること。
- (5) [略]
- (6) 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

(内部組織)

第97条 西臼杵支庁に次の課を置く。

[略]

農業普及課

「略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農業普及課

(1)~(12) [略]

林務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 林業金融に関すること。
- (4) 林業労働力に関すること。
- (5) <u>林業・木材産業構造改革事業</u>に関すること。
- (6)~(9) 「略]
- (10) 林野の保護に関すること。
- (11) 保安林に関すること。
- (12) (13) [略]
- (14) 自然公園に関すること。
- (15) (16) [略]
- (17) 治山工事に関すること。
- (18)~(20) [略]

[略]

(建築住宅課)

第71条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(7)$ [略]

(所掌事務)

第77条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

- (4) 観光、MICE、スポーツ合宿等の誘致に関すること。
- (5) [略]
- (6) 県内への移住及び就職の希望者に対する相談業務に関する こと。

(7) [略]

(所掌事務)

第80条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 「略]
- (4) 観光、MICE、<u>スポーツ合宿等</u>の誘致に関すること。
- (5) 「略]
- (6) 県内への移住及び就職の希望者に対する相談業務に関する こと。

(所掌事務)

第83条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

- (4) 観光、MICE、<u>スポーツ合宿等</u>の誘致に関すること。
- (5) 「略]
- (6) 県内への移住及び就職の希望者に対する相談業務に関する こと。

(内部組織)

第97条 西臼杵支庁に次の課を置く。

[略]

地域農業支援課

「略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域農業支援課

(1)~(12) [略]

林務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 林業及び木材産業の金融に関すること。
- (4) 林業後継者及び林業の担い手に関すること。
- (5) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。
- (6)~(9) 「略]
- (10) 森林病害虫等の駆除及び予防その他森林の保護に関する
- (11) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (12) (13) [略]
- (14) 自然公園等に関すること。
- (15) (16) [略]
- (17) 治山に関すること。
- (18)~(20) [略]
- (21) 森林経営管理制度に関すること。

第7節の2 防災救急航空センター

(設置)

第98条の2 消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第1項の 規定に基づく市町村の消防の支援を行うため、防災救急航空セン ターを置く。

(名称及び位置)

第98条の3 防災救急航空センターの名称及び位置は、次のとおり

とする。

<u>名 称</u>	位 置
宮崎県防災救急航空セン	宮崎市大字赤江無番地(宮崎空港
<u>9 -</u>	<u>内)</u>

(所掌事務)

第98条の4 防災救急航空センターの所掌事務は、次のとおりとす

(1) 防災救急ヘリコプターの運営に関すること。

第7節の3 [略]

(設置)

防団員に対し、必要な教育訓練を行うため、消防学校を置く。

(内部組織)

第 191条 中部農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興 局に次の課を置く。

[略]

地域支援課

「略】

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

「略]

地域支援課

[略]

3 児湯農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域支援課

「略

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

「略]

地域支援課

「略]

地域農業支援課

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 「略]

農畜産課

- (1) 水田品目の生産振興に関すること。
- (2) 畑作品目の生産振興に関すること。
- (3) 施設園芸品目の生産振興に関すること。
- (4) 露地園芸品目の生産振興に関すること。

(5)~(11) [略]

[略]

林務課

- (1)・(2) [略]
- (3) <u>林業及び木材産業の金融</u>に関すること。
- (4) 林業後継者及び林業の担い手に関すること。
- (5) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。

第7節の2 [略]

(設置)

第99条 消防組織法(昭和22年法律第 226号)第51条第1項の規定 | 第99条 消防組織法第51条第1項の規定に基づき、消防職員及び消 に基づき、消防職員及び消防団員に対し、必要な教育訓練を行う ため、消防学校を置く。

(内部組織)

第 191条 中部農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興 局に次の課を置く。

[略]

普及企画課

「略

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

「略]

普及企画課

[略]

3 児湯農林振興局に次の課を置く。

普及企画課

「略

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

「略〕

普及企画課

[略]

農業普及課

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略]

農畜産課

- (1) 米穀類の生産及び流通に関すること。
- (2) 野菜及びいも類の生産及び流通に関すること。
- (3) 花きの生産及び流通に関すること。
- (4) 果樹の生産及び流通に関すること。
- (5) 茶その他の特用作物の生産、流通等に関すること。

<u>(6)~(12)</u> [略]

[略]

林務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 林業金融に関すること。
- (4) 林業労働力に関すること。
- (5) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。

- (6)~(9) [略]
- (10) <u>林野</u>の保護に関すること。
- (11) 保安林に関すること。
- (12) (13) [略]
- (14) 自然公園に関すること。
- (15) (16) [略]
- (17) 治山工事に関すること(児湯農林振興局及び東臼杵農林 振興局を除く。)。
- (18)~(20) [略]

森林土木課

- (1) 治山工事に関すること。
- (2)・(3) [略]

普及企画課

- (1)~(5) [略]
- (6) 農業の担い手育成に関すること。
- (7)・(8) 「略]
- (9) 畑地かんがい営農の推進に関すること(南那珂農林振興 局及び東臼杵農林振興局を除く。)。

農業経営課

(1)~(4) [略]

農業普及課

(1)~(12) [略]

(所掌事務)

- 第 196条 総合農業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)~(3) [略]

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、センター、室及び部を置く。 [略]

果樹部

2 • 3 [略]

(分掌事務)

第 198条 前条第 1 項に規定する課、センター、室及び部の分掌事 │第 198条 前条第 1 項に規定する課、センター、室及び部の分掌事 務は、次のとおりとする。

「略]

果樹部

(1)・(2) [略]

2 [略]

- 第 263条 部に部長(総務部にあっては、部長及び危機管理統括監|第 263条 部に部長(総合政策部にあっては部長及び政策調整監、) を置く。
- 2 部長(危機管理統括監を含む。)は、上司の命を受けて、部の 2 部長(危機管理統括監を含む。)は、上司の命を受けて、部の 事務(総務部長にあっては危機管理局の事務を除く総務部の事務 、危機管理統括監にあっては危機管理局の事務)を掌理し、所属

- (6)~(9) 「略]
- (10) 森林病害虫等の駆除及び予防その他森林の保護に関する こと。
- (11) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (12) (13) [略]
- (14) <u>自然公園等</u>に関すること。
- (15) (16) [略]
- (17) 治山に関すること(児湯農林振興局及び東臼杵農林振興 局を除く。)。
- (18)~(20) [略]
- (21) 森林経営管理制度に関すること。

森林土木課

- (1) 治山に関すること。
- (2)・(3) [略]

地域支援課

- (1)~(5) [略]
- (6) 農業の担い手育成の総括に関すること。
- (7)・(8) 「略]

農業経営課

- (1)~(4) [略]
- (5) 農業の担い手育成に関すること。
- (6) 畑地かんがい営農の推進に関すること(南那珂農林振興 局及び東臼杵農林振興局を除く。)。
- (7) 土地利用営農の推進に関すること(東臼杵農林振興局を 除く。)。

地域農業支援課

(1)~(12) [略]

(所掌事務)

- 第 196条 総合農業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 農業専門技術指導に関すること。

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、センター、室及び部を置く。 [略]

果樹部

専門技術センター

2 • 3 [略]

(分掌事務)

務は、次のとおりとする。

「略]

果樹部

(1)・(2) [略]

専門技術センター

- (1) 農業専門技術指導に関すること。
- 2 [略]

(部長等)

- <u>総務部</u>にあっては<u>部長</u>及び危機管理統括監)を置く。
- 事務(総合政策部長にあっては広域連携推進室の事務を除く総合 政策部の事務、総務部長にあっては危機管理局の事務を除く総務

職員を指揮監督する。

3~14 [略]

第 264条 第 263条第13項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一 の課に2人以上置くことができる。

2 [略]

(交通 • 地域安全対策監等)

第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁 | 第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁 の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、そ れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
組織	職	職務				
総合政策部	交通•地域安全	[略]				
	対策監					
農政水産部	農業改良対策監	上司の命を受けて、農業改良				
		<u>普及活動の総合調整に関する</u>				
		事務を掌理する。				
[略]						

(船長及び主任通信士)

第 268条 第 263条から第 266条までに規定する職のほか、次の表 の左欄に掲げる本庁の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、そ の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職	務	
水産政策課	[略]			
(reld.)				

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄 に掲げる職を置く。

職
[略]
場長 副場長 (2人) 課長
センター長 室長 部長 支場
長 所長 副センター長 副部
長 科長 主任

(職務)

めるしむりしする

めるこわりこりる	0			
職		職	務	
所長、院長、支	[略]			
庁長、校長、寮				
長、園長、場長				
及び局長				
[略]				
センター長	[略]			
[略]				

部の事務、危機管理統括監にあっては危機管理局の事務)を掌理 し、所属職員を指揮監督する。

3 政策調整監は、上司の命を受けて、広域連携推進室の事務を掌 理する。

4~15 [略]

第 264条 第 263条第14項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一 の課に2人以上置くことができる。

2 [略]

(交通・地域安全対策監等)

の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、そ れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職	務	
総合政策部	交通•地域安全	[略]		
	対策監			
[略]				

(船長及び主任通信士)

第 268条 第 263条から第 266条までに規定する職のほか、次の表 の左欄に掲げる本庁の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、そ の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職務
漁業管理課	[略]	

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄 に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
西臼杵支庁	[略]
防災救急航空センター	センター長
[略]	
総合農業試験場	場長 副場長 <u>(3人)</u> 課長
	センター長 室長 部長 支場
	長 所長 副センター長 副部
	長 科長 主任
[略]	

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定 │第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定 めるとおりとする。

- 3 0 0 10 7 0 7 0	0			
職		職	務	
所長、院長、支	[略]			
庁長、校長、寮				
長、園長、場長				
、局長及びセン				
ター長(防災救				
急航空センター				
に限る。)				
[略]				
センター長 <u>(防</u>	[略]			
災救急航空セン				
ターを除く。)				
「略]				

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関 の相当の職に命ぜられたものとみなす。

9 H = 9 M (1 - 1) C 9 M (1 - 1)	
環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室	環境森林部環境森林課
環境森林部自然環境課自然公園室	環境森林部自然環境課
農政水産部農業連携推進課	農政水産部農業流通ブランド課
農政水産部農業連携推進課みやざきブランド推進室	
農政水産部農業経営支援課	農政水産部農業普及技術課
農政水産部農業経営支援課農業担い手対策室	農政水産部農業担い手対策課
農政水産部漁村振興課	農政水産部漁業管理課
西臼杵支庁農業普及課	西臼杵支庁地域農業支援課
中部農林振興局普及企画課	中部農林振興局地域支援課
南那珂農林振興局普及企画課	南那珂農林振興局地域支援課
北諸県農林振興局普及企画課	北諸県農林振興局地域支援課
西諸県農林振興局普及企画課	西諸県農林振興局地域支援課
児湯農林振興局普及企画課	児湯農林振興局地域支援課
東臼杵農林振興局普及企画課	東臼杵農林振興局地域支援課
東臼杵農林振興局農業普及課	東臼杵農林振興局地域農業支援課

(職員の被服貸与規則の一部改正)

3 職員の被服貸与規則(昭和35年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

宮崎県公報

			改正前							改正後			
別	表(第2条	関係)					另	表(第2条	関係)				
	貸与する職	競員の範囲	貸与品の種類	数量	貸与	着用期間		貸与する職	戦員の範囲	貸与品の種類	数量	貸与	着用期間
	勤務する	職員			期間			勤務する	職員			期間	
	機関							機関					
	[昭各]			[略]									
	消防保安	消防関係	[略]					消防保安	消防関係	[略]			
	課	職員						課	職員				
		<u>防災救急</u>	救急作業服	2	1年								
		<u>ヘリコプ</u>	救助作業服	2	<u>2年</u>								
		ターに搭	雨衣	1	2年								
		乗し、消	防寒服	1	3年								
		<u>防防災業</u>	作業靴	2	<u>1年</u>								
		務に従事	編上靴	1	2年								
		<u>する職員</u>	作業帽	1	1年								
	[略]							[略]	!				
	水産政策	漁業取締	冬服上下	1	<u>3年</u>	<u>10月1日</u>		水産政策	水産業普	作業服	1	2年	
	課	船乗組員				<u>から4月</u>		課	及指導員				
						<u>30日まで</u>							
			夏服上下	1	<u>3年</u>	5月1日							
						<u>から9月</u>							
						<u>30日まで</u>							
			帽子	1	<u>3年</u>								
			作業服	1	1年								
			作業帽	<u>1</u>	<u>2年</u>								
	漁村振興	水産業普	作業服	1	2年			漁業管理	漁業取締	冬服上下	1	<u>3年</u>	10月1日
	課	及指導員						課	船乗組員				から4月
													<u>30日まで</u>
										夏服上下	1	<u>3年</u>	5月1日

<u>帽子</u> 作業服	1 1	<u>3年</u>	30日まで
作業服	1	3年	
	1		
		1年	
	1	2年	
	2	1年	
<u>航空セン</u> <u> </u>	2	2年	
<u>ター</u> <u>ターに搭</u> <u>雨衣</u>	1	2年	
<u>乗し、消</u> <u>防寒服</u>	1	3年	
	2	1年	
<u>務に従事</u> <u>編上靴</u>	1	2年	
<u>する職員</u> <u>作業帽</u>	1	1年	
[略]			

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年宮崎県規則第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(定義)

第2条 [略]

- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法<u>第30</u> 条第1項第1号(法<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む 。) に掲げる基準又は建築物が法第36条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能基準(次号において「基準」という。) に適合するかどうかを確認するために、登録建築物エネルギー 消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう

(4) [略]

(知事が定める図書)

第3条 [略]

2 • 3 [略]

- 4 省令第30条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるも のとする。
- (1)・(2) [略]
- (3) 法第30条第1項の認定を受けた場合にあっては、省令第25 条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条 の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し

(4)・(5) [略]

(認定しない旨の通知)

第4条 知事は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用す | 第4条 知事は、法第35条第1項(法第36条第2項において準用す る場合を含む。)又は法第36条第2項の認定をしないときは、そ の旨を、認定しない旨の通知書(別記様式第1号)により当該認 定を申請した者に通知するものとする。

(状況の報告)

第6条 [略]

2 認定建築主又は法第36条第2項の認定を受けた者は、法第32条

(定義)

第2条 [略]

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。

改正後

(1)・(2) [略]

(3) 技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35 条第1項第1号(法第36条第2項において準用する場合を含む 。) に掲げる基準又は建築物が法第41条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能基準(次号において「基準」という。) に適合するかどうかを確認するために、登録建築物エネルギー 消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう

(4) [略]

(知事が定める図書)

第3条 [略]

2 • 3 [略]

- 4 省令第30条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるも のとする。
 - $(1) \cdot (2)$ 「略]
 - (3) 法第35条第1項の認定を受けた場合にあっては、省令第25 条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条 の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し

(4)・(5) [略]

(認定しない旨の通知)

る場合を含む。)又は法第41条第2項の認定をしないときは、そ の旨を、認定しない旨の通知書(別記様式第1号)により当該認 定を申請した者に通知するものとする。

(状況の報告)

第6条 「略]

2 認定建築主又は法第41条第2項の認定を受けた者は、法第37条

又は法第38条第1項の規定により報告を求められたときは、認定 建築物エネルギー消費性能向上計画(認定エネルギー消費性能基 準適合建築物) 状況報告書(別記様式第3号) に報告内容を説明 するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

(改善に関する命令書)

様式第5号)により行うものとする。

(認定取消通知書)

- 第10条 法第34条又は法第37条の規定による取消しは、建築物エネ|第10条 法第39条又は法第42条の規定による取消しは、建築物エネ ルギー消費性能向上計画(建築物エネルギー消費性能基準適合) 認定取消通知書(別記様式第7号)により行うものとする。 (申請の取下げ)
- 含む。)の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げよう しなければならない。

又は法第43条第1項の規定により報告を求められたときは、認定 建築物エネルギー消費性能向上計画(認定エネルギー消費性能基 準適合建築物) 状況報告書(別記様式第3号) に報告内容を説明 するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

(改善に関する命令書)

第8条 法<u>第33条</u>の規定による命令は、改善に関する命令書(別記│第8条 法<u>第38条</u>の規定による命令は、改善に関する命令書(別記 様式第5号)により行うものとする。

(認定取消通知書)

- ルギー消費性能向上計画(建築物エネルギー消費性能基準適合) 認定取消通知書(別記様式第7号)により行うものとする。 (申請の取下げ)
- 第11条 法<u>第30条第1項</u>(法<u>第31条第2項</u>において準用する場合を|第11条 法<u>第35条第1項</u>(法<u>第36条第2項</u>において準用する場合を 含む。)の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げよう とする者は、認定申請取下げ届(別記様式第8号)を知事に提出 とする者は、認定申請取下げ届(別記様式第8号)を知事に提出 しなければならない。

別記様式第1号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第36条第2項」を「第41条第2 項」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。 別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2 (第4条の2関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書

年 月 日

宮崎県知事 殿

提出者 住所 氏名 電話番号

> 法人等にあっては、主たる事務所の 所在地並びに名称及び代表者の氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条(同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に該当する軽微な変更がありましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の2第1項の規定により変更の内容を提出します。

1 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書交付年月日

年 月 日

- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の内容
 - □(1) 省エネ性能が向上する変更
 - □(2) 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
- 5 変更の内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条に規定 する軽微な変更に該当することを確認した建築士等

() 建築士() 登録第

住所

氏名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号 所在地

名称

(本欄には記入しないでください。)

(1 1):3 1 1	n / -	0 0, .	, . – –		
	受付	欄		決裁欄	備考
	年	月	日		
第			号		
係員氏名		·			

(注)

- 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副2部提出すること。
- 3 説明書の大きさはA4サイズとすること。

<u> </u>	デエネ性能が向上する変更
	更内容は、□チェックに該当する事項となる □ 建築性の真さればは 国長の速心
	① 建築物の高さ又は外周長の減少 ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
	③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
	④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
	⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
	⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
	その他(
·上	記□チェックについて具体的な変更の記載欄
· 添	付図書等
	14 - L 4

— 21 —

2) 一定範囲内の省エネ性能 が 「・変更前の BEI=()	< 0.9
・変更となる設備の概要	
□ 空気調和設備 変更内容記入欄	
发	
│	
変更内容記入欄	
変更内容記入欄	
□ 給湯設備	
変更内容記入欄	
 □ 太陽光発電	
変更内容記入欄	
· 添付図書等	
(注音) 亦再レかる設備は	該当するもの全てにチェックすることとし

[空気調和設備関係]

次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」
か「性能が向上する変更」である変更
(ア)外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率又は窓の平均日射
熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
外壁の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少
変更内容 □断熱材種類 □断熱材厚み
変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 (変更後 () 増加率 () %
屋根の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 □断熱材種類 □断熱材厚み
変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 (変更後 () 増加率 () %
外気に接する床の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 □断熱材種類 □断熱材厚み
変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 (変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 □ガラス種類 □ブラインドの有無
変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 (変更後 () 増加率 () %
窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 □ガラス種類 □ブラインドの有無
変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均日射熱取得率
変更前(変更後() 増加率() %
(イ)熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均 COP)
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前(変更後() 減少率()%
平均熱源効率(暖房平均 COP)
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率()%

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該
当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(ア)送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途()
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 (変更後 (増加率 () %
室用途()
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 (変更後 (増加率 () %
(イ)計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨
房」である場合のみ)
室用途(駐車場)
変更前・変更後の床面積
変更前 (変更後 (増加率 () %
室用途(厨 房)
変更前・変更後の床面積
変更前(変更後() 増加率()%

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(ア)に該当し、これ以外に
ついては「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(ア)単位面積当たりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途(
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前(変更後() 増加率()%
室用途(
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前 (変更後 () 増加率 () %
室用途(
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前 (変更後 () 増加率 () %
室用途(
変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前 (変更後 () 増加率 () %

[¥	洽湯設備関係]
	評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(ア)に該当し、これ以
	外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
	(ア)給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
	湯の使用用途()
	変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
	変更前・変更後の平均効率
	変更前 (変更後 (減少率 ()%
	湯の使用用途()
	変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
	変更前・変更後の平均効率
	変更前 (変更後 (減少率 ()%
	湯の使用用途()
	変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
	変更前・変更後の平均効率
	変更前 (変更後 (減少率 ()%
	湯の使用用途()
	変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減
	変更前・変更後の平均効率
	変更前() 変更後() 減少率()%

[太陽光発電関係]

次に掲ける(ア)、(イ)のいすれかに該当し、これ以外については「変更なし」
か「性能が向上する変更」である変更
(ア)太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量
変更前 システム容量の合計値()
変更後 システム容量の合計値()
変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(イ)パネル方位角について 30 度を超えない変更又は傾斜角について 10 度を超
えない変更
パネル番号()
パネル方位角 □30 度を超えない変更 () 度変更
パネル傾斜角 □10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号()
パネル方位角 □30 度を超えない変更 () 度変更
パネル傾斜角 □10 度を超えない変更 () 度変更

令和 3 年 4 月 1 日 (木曜日) 号外 第 29 号 宮崎県公報

別記様式第1号の3中「氏名 印」を「氏名 」に、「氏名

印」を「氏名」という。これは、「名称

印」を「名称 」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2

とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第2号中「氏名 印」を「氏名 」に、「氏名

印」を「氏名」に、「名称

印」を「名称 」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし

、4を3とする。

別記様式第2号の2中「氏名 印」を「氏名 り」を「氏名 」に、「氏名

印」を「氏名」に、「名称

印」を「名称 」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3

を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第2号の4中「氏名 印」を「氏名 」に、「係員印」を「係員氏

名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第3号中「氏名 印」を「氏名 り」を「氏名 」に、「第32条」を「第37条」に、「

第38条第1項」を「第43条第1項」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第4号中「氏名 印」を「氏名 」に、「氏名

印」を「氏名」に、「名称

印」を「名称 」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし

、4を3とする。

別記様式第5号中「第33条」を「第38条」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第5号の2中「氏名 印」を「氏名 」に、「係員印」を「係員氏

名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第6号中「氏名 印」を「氏名 」に、「係員印」を「係員氏名」

に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第7号中「第34条」を「第39条」に、「第37条」を「第42条」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」 に改める。

別記様式第7号の2中「氏名 印」を「氏名 」に、「係員印」を「係員氏

名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第8号中「氏名 印」を「氏名 」に、「係員印」を「係員氏名」

に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 270号

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱(平成4年宮崎県告示第1083号の2)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改止前	改止後
(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議)	(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項の規定による協議は、年度(4月1日から翌年3月31日ま	2 前項の規定による協議は、年度(4月1日から翌年3月31日ま
でをいう。以下同じ。)ごとに行うものとする。	でをいう。以下同じ。)ごとに行うものとする。 <u>ただし、同一年</u>
	度内に、新たに当該協議が必要と知事が認める場合は、あらかじ
	め知事に協議しなければならない。

- 3 「略]
- 4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとする。ただし、前年度に次条第2項に規定する承認通知書の交付を受けた県外排出事業者(以下「承認事業者」という。)が、引き続き事前協議を行う場合であって、次に掲げる事項に変更がないとき(第3号に掲げる事項にあっては、減少する場合を含む。)は、当該書類及び図面(別表第4号及び第5号に掲げる書類を除く。)の添付を省略できるものとする。
 - (1) 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地
 - (2) 県外産業廃棄物の種類
 - (3) 県外産業廃棄物の数量
 - (4) 県外産業廃棄物の排出工程
 - (5) 自己処理又は委託処理の別
 - (6) 収集運搬業者又は処分業者
 - (7) 処理の方法

- 3 「略]
- 4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)

- 第6条の2 前年度に次条第2項に規定する承認通知書の交付を受けた県外排出事業者(以下「承認事業者」という。)が引き続き県外産業廃棄物の搬入を行う場合において、第13条第1項各号に該当せず、かつ、次に掲げる事項に変更がないとき(第3号に掲げる事項にあっては、減少するときを含む。)は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県外産業廃棄物搬入届出書(別記様式第2号。以下「搬入届出書」という。)により知事に届け出るものとする。前年度にこの項の規定による届出を行った県外排出事業者(以下「届出事業者」という。)が引き続き県外産業廃棄物の搬入を行う場合も、同様とする。
 - (1) 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地
 - (2) 県外産業廃棄物の種類
 - (3) 県外産業廃棄物の数量
 - (4) 県外産業廃棄物の排出工程
 - (5) 自己処理又は委託処理の別
 - (6) 収集運搬業者又は処分業者
 - (7) 処理の方法
- 2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類並びに次 条第2項に規定する承認通知書の写し(前年度に前項の規定によ り搬入届出書を提出した場合においては、第14条第2項の規定に より保健所の長が受付印を押した搬入届出書(以下「受付済み搬 入届出書」という。)の写し)を添付するものとする。
- 3 第1項の規定による届出は、年度ごとに行うものとする。ただし、同一年度内に、新たに第6条第1項の規定による協議が必要と知事が認める場合は、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 4 次条第4項及び第5項並びに第9条から第13条までの規定は、 第1項の規定による届出について準用する。この場合において、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第4	第1項の規定による承	前条第1項の規定によ
項	認をした	<u>る届出があった</u>
	当該承認	当該届出
第7条第5	承認通知書	受付済み搬入届出書
項		
第9条第1	承認事業者	届出事業者
項		
第9条第2	承認事業者	届出事業者

第10条第1 承認事業者

項

7/2107/5/12 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
項	承認通知書	受付済み搬入届出書
第10条第2	承認事業者	届出事業者
項		
第10条第4	承認事業者	届出事業者
<u>項</u>	承認通知書	受付済み搬入届出書
	<u>承認された</u>	<u>届け出た</u>
第11条第1	承認事業者	届出事業者
項	承認通知書	受付済み搬入届出書
第11条第2	承認通知書	受付済み搬入届出書
項	<u>承認された</u>	<u>届け出た</u>
第12条	承認事業者	届出事業者
第13条第1	第6条第1項(第9条	第6条の2の規定によ
<u>項第1号</u>	第1項において準用す	る届出
	る場合を含む。) の規	
	定による協議	
第13条第1	承認事業者	届出事業者
<u>項第2号</u>	協議により不正に第7	<u>届出を行った</u>
	条第1項の規定による	
	承認を受けたものであ	
	<u>3</u>	
第13条第1	承認事業者	届出事業者
項第4号	l .	I

届出事業者

(承認通知等)

- て、その内容を審査し、及び必要な事項について指導を行った結 果、支障がないと認めたときは、当該協議に係る県外産業廃棄物 の搬入を承認するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、県外産業廃棄物 2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、県外産業廃棄物 搬入承認通知書(別記様式第2号。以下「承認通知書」という。)を当該県外排出事業者に交付するものとする。
- 3 [略]

4 [略]

(事前協議内容の変更)

- ずるとき(同項第3号に掲げる事項にあっては、増加する場合に 限る。)は、改めて知事に協議しなければならない。この場合に <u>ついては</u>、第6条<u>から前条まで</u>の規定を準用する。
- 2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の 日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議事項変 更届(別記様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(搬入実績報告)

第12条 承認事業者は、前年度における県外産業廃棄物の搬入の状 況を搬入した県外産業廃棄物に係る排出事業場及び搬入した宮崎 県内の処理施設ごとに毎年6月末までに、県外産業廃棄物搬入実 績報告書(別記様式第4号)により知事に報告しなければならな 11

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による協議があった場合におい 第7条 知事は、第6条第1項の規定による協議があった場合にお いて、その内容を審査し、及び必要な事項について指導を行った 結果、支障がないと認めたときは、当該協議に係る県外産業廃棄 物の搬入を承認するものとする。
 - 搬入承認通知書(別記様式第3号。以下「承認通知書」という。)を当該県外排出事業者に交付するものとする。
 - 3 [略]
 - 4 知事は、第1項の規定による承認をしたときは、当該承認に関 する情報を宮崎県県外産業廃棄物搬入承認台帳(別記様式第4号)に登記するものとする。

5 [略]

(事前協議内容の変更)

- 第9条 承認事業者は、第6条第4項各号に掲げる事項に変更が生│第9条 承認事業者は、第6条の2第1項各号に掲げる事項に変更 が生ずるとき(同項第3号に掲げる事項にあっては、増加すると きに限る。)は、あらかじめ知事に協議しなければならない。こ の場合に<u>おいては</u>、第6条<u>、第7条及び第8条</u>の規定を準用する
 - 2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の 日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議(届出) 事項変更届 (別記様式第5号) により知事に届け出なければな らない。

(1)・(2) [略]

(搬入実績報告)

第12条 承認事業者は、前年度における県外産業廃棄物の搬入の状 況を搬入した県外産業廃棄物に係る排出事業場及び搬入した宮崎 県内の処理施設ごとに毎年6月末までに、県外産業廃棄物搬入実 績報告書(別記様式第6号)により知事に報告しなければならな

(指導、勧告及び公表)

- 第13条 知事は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認め|第13条 知事は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認め るとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事 業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止等必要な措置を講ずる よう指導するものとする。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 県外排出事業者が、第7条第4項の規定に違反したとき。
 - (4)・(5) [略]
- 2 3 [略]

(書類の経由等)

第14条 第6条第3項(第9条第1項において準用する場合を含む 。)、第9条第2項及び第12条の規定により知事に提出する書類 の部数は、正本1通副本2通とし、県外産業廃棄物を搬入しよう とする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する保健所の長を経由 するものとする。

(指導、勧告及び公表)

- るとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事 業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止等必要な措置を講ずる よう指導するものとする。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 県外排出事業者が、第7条第5項の規定に違反したとき。
 - (4)・(5) [略]
- 2 3 [略]

(書類の経由等)

- 第14条 第6条第3項(第9条第1項において準用する場合を含む 。)<u>、第6条の2第1項</u>、第9条第2項及び第12条<u>(第6条の2</u> 第4項において準用する場合を含む。) の規定により知事に提出 する書類の部数は、正本1通副本2通とし、県外産業廃棄物を搬 入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する保健所_(以下「保健所」という。以下同じ。) の長を経由するものとする
- 2 保健所の長は、前項の規定により書類が提出された場合には、 これに受付印を押し、うち1通を当該書類の提出者に返却するも <u>のとする。</u>

別表を次のように改める。

別表 (第6条、第6条の2関係)

- 1 排出事業場の業務概要を記載した書類
- 2 産業廃棄物の排出工程図
- 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類
- 4 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書(第6条の2第1項の規定による届出を行おうとする者は搬入届出書)を提出しようとする日前1年以内に実施した当該産業廃棄物の有害物質の溶出試験に係る分析証明書の写し(埋立処分その他知事が必要があると認める処分をする場合に限る。)
 - (1) 燃え殻
 - (2) 汚泥
 - (3) 廃油
 - (4) 鉱さい
 - (5) ばいじん
 - (6) 政令第2条第13号に掲げる産業廃棄物
- (7) その他知事が必要があると認める産業廃棄物
- 5 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書(第6条の2第1項の規定による届出を行おうとする者は搬入届出書)を提出しようとする日前1年以内に実施した当該産業廃棄物のダイオキシン類濃度分析証明書の写し(埋立処分その他知事が必要があると認める処分をする場合に限る。)
 - (1) 燃え殻
- (2) ばいじん
- 6 産業廃棄物の写真
- 7 その他知事が必要があると認める書類及び図面

別記様式第1号中 (新	現・継続)」及び「印」	を削り、「(継続の場合	合 前年度承認 年 月 日付け - -)」を「	(前回す
耳 月 日付け)」に改める。			
	Γ			
] .
別記様式第4号中「印」	を削り、 承認番	号	号 承 認 年 月 日 年 月 日	を
				_
	240	737/F II H	r I I	
前回承認番号		承認年月日	年月日 に改め、同様式を別記様式第6号	とする。
		届出年月日	年月日	
別記様式第3号中「印」	を削り、「県外産業廃棄物	勿搬入事前協議事項変更	更届」を「県外産業廃棄物搬入事前協議(届出)事項派	変更届」
Г				
承認番号	号	承 認 年 月 日	年 月 日 を	
7 12 12		, ,, ,,		
			J	
	前回	承認年月日	年月日	
前回承認番号	岩	届出年月日 	- パー に改め、同様式を別記様式第5号 年 月 日	とする。
	,	田田午月日	十 / 1 口	

様式第2号(第6条の2関係)

県外産業廃棄物搬入届出書

月 日

宮崎県知事

殿

住 所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

担当者名及び連絡先

下記のとおり県外産業廃棄物を搬入しますので、宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱第6条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

		HT.
産業廃棄物を排出	名称	
する事業場の名称 及び所在地	所 在 地	
搬入の理由		
	種	類 数 量
搬入を行う産業廃		t /年
服人を打り産業院 棄物の種類及び数 量		t /年
※数量はtに換算すること。		t /年
		t /年
搬入期間	年 月 日カ	ら 年 月 日まで
	自己処理・委託処理の別	自己処理 • 委託処理
収集運搬	処 氏名又は名称 理	
	業 者許可年月日及び 許可番号	許可年月日 年 月 日許 可 番 号 号
	自己処理・委託処理の別	自己処理 · 委託処理
	保管施設の所在地	
保管	処 氏名又は名称	
	理 業 許可年月日及び 許可番号	許可年月日 年 月 日許 可 番 号 号
	自己処理・委託処理の別	自己処理 · 委託処理
	処理施設の所在地	
中間処理又は埋立	処理の方法	
処分	処 氏名又は名称	
	理 業 許可年月日及び 許可番号	許可年月日 年 月 日許 可 番 号 号

(前回承認 月 日付け

備考

- 「自己処理・委託処理の別」の欄は該当するものを○で囲むこと。 「許可年月日及び許可番号」の欄は宮崎県知事が行った許可について記入すること。 連搬区間を区切って複数の収集運搬業者により運搬する場合又は同一区間を複数の収集運搬業者により運搬する場合は、「収集運搬」の「処理業者」の「氏名又は名称」の欄に全ての収集運搬業者名を記入すること。当欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」と記入し、運搬区間及び収集運搬業者の氏名又は名称、許可年月日及び許可番号を記載した書類を別葉で作成すること。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

宮崎県県外産業廃棄物搬入承認台帳

条件 処理業者名称 自己・委託 収集運搬事業者 保管施設所在地 自己・委託 自己・委託 産業廃棄物を排出する事業場 搬入を行う産業廃棄物 Ė 所在地 事前協議者(届出事業者) 住所 届出 年月日 前年度 届出 年月日 前回承認 前回承認 年月日 番号 当初申請年度

様式第4号 (第7条関係)

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定並びに別記様式第1号の改正規定(同様式中「印」を 削る部分に限る。)、別記様式第3号の改正規定(同様式中「印」を削る部分に限る。)及び別記様式第4号の改正規定(同様式中「印 」を削る部分に限る。)並びに附則第2項から第6項までの規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱(以下「改正後の要綱」という。以下同じ。)第6条 の2第1項の規定による届出を行おうとする者は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。以下同じ。)前においても、その届出
- 3 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、施行日前においても、改正後の要綱第7条第4項の規定により、その登記を 行うことができる。
- 4 附則第2項の規定による届出を行った者は、施行日前においても、改正後の要綱第6条の2第4項において準用する第9条の規定によ り、その変更を行うことができる。
- 5 保健所の長は、附則第2項の規定による届出があった場合においては、施行日前においても、改正後の要綱第14条第2項の規定により 、その処理を行うことができる。
- 6 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱に定める様式による用 紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。



宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第8号

本 庁 各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (定義) (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ|第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 部長 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号。 以下本条において「組織規則」という。)第 263条第1項に規 定する部長、危機管理統括監及び会計管理者をいう。
- (5) 次長 組織規則第 263条第4項に規定する次長をいう。
- (6) 局長 組織規則第 263条第6項に規定する局長をいう。
- (7) 課長 組織規則第 263条第8項に規定する課長(第5条(第1項から第4項まで、第8項及び第12項を除く。)、第10条 第5項から第7項まで並びに別表第6の2から別表第7の2ま で及び別表第9においては、組織規則第271条に規定する課長)及び組織規則第 266条第2項に規定する局次長をいう。
- (8) 室長 組織規則第 263条第10項に規定する室長をいう。
- (9) [略]
- (10) 課長補佐 組織規則第 263条第12項に規定する課長補佐を いう。

(11)~(20) [略]

別表第2(第4条関係)

本庁各課共通専決事項

専決区分 副部次課課担摘要 事務 事項

ぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4) 部長 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号。 以下本条において「組織規則」という。)第 263条第1項に規 定する部長、政策調整監及び危機管理統括監並びに会計管理者 をいう。
- (5) 次長 組織規則第 263条第6項に規定する次長をいう。
- (6) 局長 組織規則第 263条第8項に規定する局長をいう。
- (7) 課長 組織規則第 263条第10項に規定する課長(第5条(第1項から第4項まで、第8項及び第12項を除く。)、第10条 第5項及び第6項並びに別表第6の2から別表第7の2まで及 び別表第9においては、組織規則第271条に規定する課長)及 び組織規則第 266条第2項に規定する局次長をいう。
- (8) 室長 組織規則第 263条第12項に規定する室長をいう。
- (9) [略]
- (10) 課長補佐 組織規則第 263条第14項に規定する課長補佐を いう。

(11)~(20) [略]

別表第2(第4条関係)

本庁各課共通専決事項

				専決	区分				
事務	事項	副	部	次	課	課	担	摘要	

			長	長	長	長	当				知	長	長	長	長	当	
		事				補	リリ				事				補	リー	
						佐	-								佐	-	
							ダ									ダ	
							_									-	
[略									[H								
3	(1)~(3) [略]								3	(1)~(3) [略]	T		I				
職									職	(4) 地方公務員法		\bigcirc					
員									員	_(昭和25年法律第							
の									の	261号)第22条の							
服									服	2第1項第1号に							
務									務	掲げる職員(以下							
等									等	「パートタイム会							
に									に	計年度任用職員」							
関									関	という。)の任用							
す									す	に関すること。							
る	(4)~ (6) [略]								る	<u>(5)</u> ~ <u>(7)</u> [略]							
事									事								
務									務								
[略	各]								[H	各]							
11	(1)~(9) [略]								11	(1)~(9) [略]							
財	(10) 予算執行伺及	[略]						財	(10) 予算執行伺及		[略]					
務	び支出負担行為に								務	び支出負担行為に							
等	関すること。ただ								等	関すること。ただ							
に	し、支出負担行為								に	し、支出負担行為							
関	にあっては、次に								関	にあっては、次に							
す	掲げるものを除く								す	掲げるものを除く							
る	0								る	0							
事	ア 報酬 (地方公								事	ァ 報酬 (<u>パート</u>							
務	務員法(昭和25								務	タイム会計年度							
	年法律第 261号									<u>任用職員</u> に係る							
) 第22条の2第									ものであって総							
	1項第1号に掲									務事務センター							
	げる職員(以下									の主管に属する							
	「パートタイム									もの及び専門委							
	会計年度任用職									員等の報酬及び							
	員」という。)									費用弁償の額を							
	に係るものであ									定める規則(昭							
	って総務事務セ									和31年宮崎県規							
	ンターの主管に									則第44号)に規							
	属するもの及び									定するその他の							
	専門委員等の報									非常勤職員に係							
	酬及び費用弁償									るものに限る。							
	の額を定める規)							
	則(昭和31年宮																
	崎県規則第44号																
)に規定するそ																
	の他の非常勤職																
	員に係るものに																
	限る。)																
	イ~カ [略]									イ~カ [略]							
	·																
	(11)~(19) [略]							- 1		(11)~(19) [略]							

П	予算執	行伺	及び支出負担行為	専決	·区分		予算執行伺及び支出負担行為専決区分									
		恪]						[略]								
1 5	」 別表第3	(そ	の1) (第4条関	(係)		別	別表第3(その1)(第4条関係)									
Ш	本庁各	課特	定専決事項				本庁各課特定専決事項									
	課	_	部長特定専決事項		課長特定専決事項	課長補佐		課	副知	部長特定専決事項	次長	課長特定専決事項	課長補佐			
		' ' '	垻 	長						垻						
		事		特		特定			事		特		特定			
		専		定		専決			専		定		専決			
		決		専		事項			決恵		専決		事項			
		事		決					事							
		項		事					項		事					
	- Em	1/27		項				Γm	/ 2 □		項					
		恪] 	Γm⁄z ¬		1 [略]			(重)	合」	Γm/z]		1 [略]				
	人事		[略]					人事		[略]						
	課				2 非常勤職員の任			課				2 非常勤職員 (パ				
					用の承認に関する							ートタイム会計年				
					こと。							度任用職員を除く				
												<u>。)</u> の任用の承認				
					0 C [m/x]							に関すること。				
	Em	1/27			3~8 [略]			Γm	₽ □			3~8 [略]				
	市町	恪] [1 [略]			市町	合」			1 [略]				
	村課				1			村課				1 [略] 2 地方財政法(昭				
	門訴				和23年法律第 109			削沫				和23年法律第 109				
					<u>和23年法律第 109</u> 号)第33条の 7 第											
												<u>号)による次の事</u>				
					4項の規定による 地方債の許可に関							<u>務</u> (1) 第5条の4				
												第1項、第3項				
					<u>すること。</u>											
												<u>及び第4項の規</u> 定による地方債				
												の許可に関する				
												<u>こと。</u> (2) 第33条の8				
												第1項の規定に				
												よる地方債の許可に関すること				
												可に関すること				
					3 [略]							<u>。</u> 3 [略]				
	Гп	 佫]			O [岬]			[8	<u></u> タコ			O [响]				
	消防	H.			1~7 [略]			消防	<u> </u>			1~7 [略]				
	保安				丁			保安				8 防災救急ヘリコ				
	課							課				プターに関する次				
	山木							11个				の事務				
												の事協 <u>(1) 他の地方公</u>				
												共団体からの応				
												援要請を受けて				
												緊急運航させる				
												<u> </u>				
												<u>ここ。</u> (2) 他の地方公				
												共団体に対して				
												応援要請を行う				
												<u> </u>				
												<u>ここ。</u> (3) 国又は他の				
												行政機関からの				
												11以版因からの				

	北二フル亜津ナ
	受け、本県の区
	域外において航
	空消防活動を行
	<u>エニカのに切らり</u> うこと。
	[略]
こど 1・2 [略]	こど 1・2 [略]
も政 [も政 [<u>3 保育士の登録に</u>
	演課 略 関すること(取消
	<u>しを除く。)。</u>
こど [略]	こど [略]
も家	も家
庭課	庭課
	(X土1)木
環境 1 県行分収造 1 県行分収造林契	
森林 林契約の締結 約の解除及び変更	
課 に関すること 契約の締結に関す	
<u>。</u> <u>ること。</u>	
[略]	[略]
森林 1 [略]	森林 1 県行分収造 1 [略]
<u>経営</u>	経営 林契約の締結 2 県行分収造林契
課	課 に関すること 約の解除及び変更
	<u>。</u> 契約の締結に関す
	<u>ること。</u>
[略]	[昭各]
農業 [略]	農業 [略]
	普及
推進	技術
選	課
[昭]	[略]
	<u>漁業</u> [略]
<u>政策</u>	
[略]	[略]
別表第5(第5条関係)	別表第5(第5条関係)
出先機関の長特定専決事項	出先機関の長特定専決事項
[略]	[略]
西臼杵支庁	西臼杵支庁
1~6 「略]	
7 道路法による次の事務	7 道路法による次の事務
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
	(3) 第72条の2第3項に規定する証明書の交付に関する
	<u> こと。</u>
8~14 [略]	8~14 [略]
	防災救急航空センター
	1 防災救急へリコプターの出発の承認に関すること。ただ
	し、次に掲げるものを除く。
	(1) 他の地方公共団体からの応援要請を受けて緊急運航
	させること。
	(2) 他の地方公共団体に対して応援要請を行うこと。
	(3) 国又は他の行政機関からの指示又は要請を受け、本
	県の区域外において航空消防活動を行うこと。
	2 航空消防活動の中止の指示に関すること。
[昭]	[略]
農林振興局	農林振興局

令和 3 年 4 月 1 日(木曜日) 号外 第 29 号

宮崎県公報

- 1 農地法による次の事務
- (1) 第4条第1項の許可に関すること。ただし、転用面積が4へクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの(宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)別表28の項の規定により都城市、延岡市及び日向市に委任された開発行為等の許可(以下この号において「開発行為等の許可」という。)との調整に係るものを除く。)を除く。
- (2) [略]

1の2~4 [略]

[略]

土木事務所

1~4 [略]

5 道路法による次の事務

(1)・(2) [略]

6~15 [略]

「略]

- 1 農地法による次の事務
- (1) 第4条第1項の許可に関すること。ただし、転用面積が4へクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの(宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)別表27の項の規定により都城市、延岡市及び日向市に委任された開発行為等の許可(以下この号において「開発行為等の許可」という。)との調整に係るものを除く。)を除く。

(2) [略]

1の2~4 [略]

[略]

土木事務所

1~4 [略]

5 道路法による次の事務

(1)・(2) [略]

(3) 第72条の2第3項に規定する証明書の交付に関する

<u>د کی</u>

6~15 [略]

「略]

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁 各出先機関

宮崎県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県副知事の担任事務等に関する規程(平成25年訓令第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

第1名 副加東の担任事務は 次の

第1条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。 (1) 副知事<u>郡司行敏</u>の担任事務

ア・イ 「略]

(担任事務)

ウ 農政水産部に関すること。

エ・オ [略]

カ 教育委員会に関すること。

キ 選挙管理委員会に関すること。

ク 人事委員会に関すること。

ケ 監査委員に関すること。

コ 海区漁業調整委員会に関すること。

サ 内水面漁場管理委員会に関すること。

シ・ス [略]

(2) 副知事永山寛理の担任事務

ア 福祉保健部に関すること。

<u>イ・ウ</u> [略]

(担任事務)

第1条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。

改正後

(1) 副知事日隈俊郎の担任事務

ア・イ [略]

ウ 福祉保健部に関すること。

エ・オ [略]

カ 教育委員会との連絡調整に関すること。

キ 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

ク 人事委員会との連絡調整に関すること。

ケ 監査委員との連絡調整に関すること。

コ・サ [略]

(2) 副知事永山寛理の担任事務

<u>ア・イ</u> [略]

ゥ 農政水産部に関すること。

エ・オ [略]

エ・オ [略]

宮崎県公報 令和3年4月1日(木曜日) 号外第29号

- カ 公安委員会に関すること。
- キ 労働委員会に関すること。
- ク 収用委員会に関すること。

- カ 公安委員会との連絡調整に関すること。
- キ 労働委員会との連絡調整に関すること。
- ク 収用委員会<u>との連絡調整</u>に関すること。
- ケ 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。
- コ 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。

<u>サ</u>・<u>シ</u> [略]

<u>ケ・コ</u> [略] 附則

この訓令は、公表の日から施行する。

企業局企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 令和3年4月1日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第6号

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程(平成6年宮崎県企業局企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

				改止後		
(庁舎管理者)				(庁舎管理者)		
第	第4条 この規程を実施するため、次表に掲げるところにより、庁			4条	この規程を実施するため、次表に掲げると	ころにより、庁
舎等の区分に応じて庁舎管理者を置く。				舎等の区分に応じて庁舎管理者を置く。		
	区分	庁舎管理者			区分	庁舎管理者

2・3 [略]

	区分	庁舎管理者
	本局の庁舎等	総務課長
	発電所の庁舎等(古賀根橋ダム管理事務所及び	施設管理課
	寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。)	<u>長</u>
	古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務	工務課長
	所の庁舎等	
	北部管理事務所の庁舎等	北部管理事
		務所長
2	• 3 [略]	

	月百日生日
本局の庁舎等	総務課長
発電所の庁舎等(古賀根橋ダム管理事務所及び	発電設備課
寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。)	長
古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務	施設保全課
所の庁舎等	<u>長</u>
北部管理事務所の庁舎等	北部管理事
	務所長

この企業管理規程は、公表の日から施行する。